

第 5 5 回 徳島県行政不服審査会議事録

- 1 日時 令和 4 年 4 月 2 7 日(水) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
- 2 会場 県庁 1 0 階大会議室
- 3 出席者 委員 県(事務局)
青野 透(敬称略, 以下同じ) 松浦 正治 監察評価課副課長
上原 克之 八木 雅史 監察評価課課長補佐
大森 千夏 豆野 裕信 監察評価課主任主事
喜多 三佳

【会議次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 会長の互選について
 - (2) 会長職務代理者の指名について
 - (3) 令和 3 年度諮問第 5 号について
 - (4) 令和 4 年度諮問第 1 号について
- 3 閉 会

【会議録】

(事務局)

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員各位には、令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間の任期中、当審査会の委員をお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

本日は、委員改選後初めての審査会でございますので、会長選出までの間、引き続き事務局で議事進行を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いします。

本日の議事につきましては、お手元に配付の会議次第のとおりです。

それでは議事に移ります。

議事の 1 番目である「(1) 会長の互選について」でございます。

向こう 3 年間、会務を総理し、審査会を代表する会長を選任する必要があります。

「徳島県行政不服審査会設置条例」第 4 条第 1 項の規定により「審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」となっておりますので、今期の会長につきまして、御推薦をお願いしたいと存じます。

(委員)

引き続き喜多委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、御推薦をいただきましたので、喜多委員に会長をお願いすることで、よろしいでしょうか。

(異議なしの発言あり)

(事務局)

それでは喜多委員、会長席にお越しく下さい。
それでは、喜多会長から御挨拶をお願いします。

(会長)

(挨拶)

(事務局)

ありがとうございます。それでは、これより喜多会長に議事進行を引き継がせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議事を進行してまいります。

議事の「(2) 会長職務代理者の指名について」に移りたいと思います。

「徳島県行政不服審査会設置条例」第4条第3項の規定により「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」となっております。

会長職務代理者は、引き続き上原委員にお願いしたいと思います。

(会長代理)

分かりました。

(会長)

続きまして、諮問案件の審議に移りたいと思います。

～以降、非公開～